

社会福祉法人長野市社会福祉協議会 交通、災害による被災者弔慰金、  
見舞金支給に関する要綱

(目 的)

第1条 本会では、交通又は災害の事故による被災家族（市内に住所を有する者）に対し、その福祉の増進を図るため、弔慰金又は見舞金を支給する。

(定 義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 交通事故 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条に規定する車両による事故をいう。
- (2) 災害事故 風水害等天災による事故、火災による事故、就業による業務上の事故及び不慮の事故（自殺、病死、自然死を除く）のうち、災害救助法の適用を受けないものをいう。

(種類及び金額)

第3条 支給の種類は、弔慰金及び見舞金とする。

- (1) 弔慰金 死亡事故の場合
- (2) 見舞金 住居の全焼全壊、半焼半壊、床上浸水等

2 支給する金額は、次のとおりとする。

- (1) 弔慰金 10,000円（被災者1人につき）
- (2) 見舞金 10,000円（罹災1世帯につき）

(報告書の提出)

第4条 地区住民自治協議会の会長は、当該事故が発生したときは、原則として発生した日を含めて30日以内に見舞金に関する報告書（様式第1号）を長野市社会福祉協議会長（以下「市社協会長」という）に提出するものとする。

(支給方法)

第5条 市社協会長は、前条の報告にもとづき弔慰金又は見舞金の支給を決定し、地区住民自治協議会の会長へ送金するものとする。

2 地区住民自治協議会の会長は、弔慰金又は見舞金を受領したときは、当該世帯を訪問し、弔慰金又は見舞金を支給するものとする。

(財 源)

第6条 この財源は、共同募金配分金をもってあてる。

附 則

このほかに、日本赤十字社長野県支部及び長野県共同募金会より弔慰金、見舞金、見舞品の支給についても合わせて行なうものとする。

附 則

この要綱は、昭和28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

## 災害見舞金品支給基準

種 別		区 分		長野市社会福祉協議会	長野県共同募金会	日本赤十字社長野県支部
全焼・半焼（住家対象）				10,000円／世帯	10,000円 （5,000円） ／世帯	毛布  （原則として、 1人につき1枚）
全壊・半壊（ 〃 ）						
床上浸水（ 〃 ）						
事故死	災害による死亡			10,000円／人	10,000円／人	10,000円／人
	上記以外のもの			10,000円／人	—	—

※ 県共同募金会の見舞金（ ）内は、下宿・寄宿舍・病院等で罹災の場合に適用します。  
 なお、日赤の毛布支給については、避難所等に避難を要する世帯も対象となります。